

## 2 新居浜市空家等対策協議会設置要綱

### 新居浜市空家等対策協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、新居浜市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 空家等対策計画(法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。)の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置に関する事項

#### (組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は15名以内とし、次のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 市民団体等の代表者
  - (2) 法務、不動産及び建築等の分野の学識経験者
  - (3) 市関係部局職員
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第4条 協議会の会議(以下、「会議」という)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (専門部会)

第5条 会長は、協議事項について調査検討する会議に付託するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとする。

#### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、空家等対策担当課に置き、同会の庶務は同課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の新居浜市空家対策協議会設置要綱の規定により委嘱または任命された委員は、この要綱による改正後の新居浜市空家対策協議会設置要綱の規定により委嘱または任命されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。